

令和4年12月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年12月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ホース (法人番号: 7010902018520) 代表者 渡邊 一馬
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都目黒区五本木1-40-1 (本社営業所) 東京都目黒区五本木1-40-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和4年8月31日及び令和4年9月21日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和4年12月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年12月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社五稜 (法人番号: 9020001112635) 代表者 相馬 健一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 (成田空港営業所) 千葉県成田市前林782-6 ハイツ椎名109
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年9月5日及び令和4年9月15日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運行指示書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年12月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年12月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	関東自動車株式会社（法人番号：4030001001750） 代表者 宇野 三花
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-3-19 (岩槻営業所) 埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字薬師谷2248-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年8月9日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年12月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年12月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	城西観光株式会社（法人番号：4050001032835） 代表者 稲葉 重雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県結城市武井585-2 （本社営業所） 茨城県結城市武井585-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年10月6日及び令和4年11月1日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照）